

福祉教育委員会資料

豊橋市動物愛護センター（仮称）

整備基本計画（素案）

令和4年8月2日

健康部 生活衛生課

# 目次

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 第1章 整備における基本的な考え方 .....       | 3  |
| 1 これまでの経緯 .....               | 3  |
| 2 目的等 .....                   | 3  |
| 3 動物愛護センターの基本コンセプトと機能 .....   | 4  |
| 4 動物愛護センターにおける取り組み .....      | 5  |
| 第2章 施設の整備計画 .....             | 6  |
| 1 計画地の概要 .....                | 6  |
| (1) 計画地の位置 .....              | 6  |
| (2) 計画地周辺の現況 .....            | 6  |
| (3) 計画地の現況 .....              | 7  |
| (4) 土地に関する法令上の制限と建築可能範囲 ..... | 7  |
| 2 施設の概要 .....                 | 8  |
| (1) 施設整備に係るコンセプト .....        | 8  |
| (2) 施設配置（ゾーニング）計画 .....       | 9  |
| (3) 諸室 .....                  | 10 |
| (4) その他の施設 .....              | 11 |
| (5) 周辺環境への配慮 .....            | 12 |
| 第3章 施設の管理運営 .....             | 13 |
| 第4章 今後の整備スケジュール .....         | 13 |

参考 イメージスケッチ図

# 第1章 整備における基本的な考え方

## 1 これまでの経緯

近年、少子高齢化や核家族化といった社会情勢から、犬、猫等のペットを家族の一員として迎え、癒しや安らぎを求める傾向が高まっています。一方で、飼い主による不適正な飼育管理が原因となった動物の鳴き声・ふん尿等による住民間のトラブル、動物の安易な飼育に伴う飼育放棄や遺棄・虐待等といった事例が後を絶たない現状です。

こうした中、本市では、令和元年10月に「豊橋市動物愛護管理推進計画」を策定し、「人と動物が共生する住みよいまち豊橋」の基本理念を実現すべく、様々な施策に取り組み、令和4年3月には、「豊橋市動物愛護センター（仮称）基本計画」（以下「基本計画」という。）において、動物愛護行政の総合的な拠点となる動物愛護センターの基本コンセプトや基本方針等を取りまとめました。

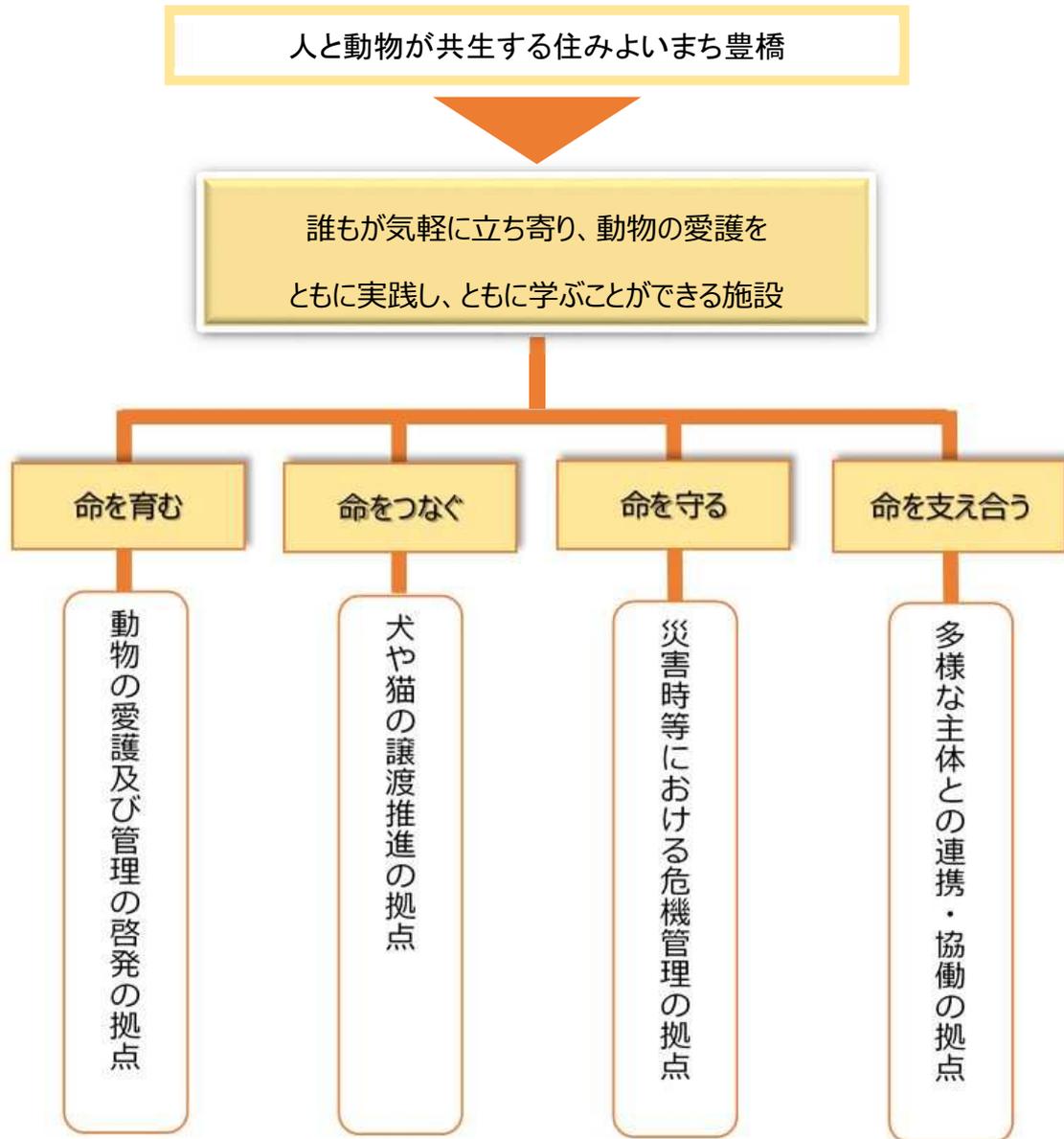
本整備計画は、「基本計画」に基づき、計画地や主要機能、施設・設備の内容や規模等を明らかにし、今後の設計、施設整備等に反映させるために策定するものです。

## 2 目的等

|        |  |
|--------|--|
| 施設の目的  | 令和元年10月に策定した「豊橋市動物愛護管理推進計画」の基本理念である「人と動物が共生する住みよいまち豊橋」の実現を目指し、動物の愛護及び管理の推進を計画的に実践する施設として活用します。 |
| 取り扱う動物 | 犬、猫（狂犬病予防法、並びに動物の愛護及び管理に関する法律に定める愛護動物）   |

### 3 動物愛護センターの基本コンセプトと機能

「誰もが気軽に立ち寄り、動物の愛護をともに実践し、ともに学ぶことができる施設」を基本コンセプトに、「命を育む・つなぐ・守る・支え合う」のキーワードに対応した、4つの拠点機能を備えます。



## 4 動物愛護センターにおける取り組み

動物愛護センターで実施する取り組みを機能ごとに整理します。

### ～命を育む～

#### 動物の愛護及び管理の啓発の拠点としての取り組み

動物に対する愛護及び管理の考え方は個々において様々ですが、動物も人と同じ命あるものとして尊重し、共に生きていく存在であることから、動物の愛護及び管理について共通した理解が必要です。そのため、動物を飼っている人も飼っていない人も含め、広く市民が動物に関して理解を深められるよう、普及啓発を行います。また、動物愛護教室や動物福祉に配慮しながら犬や猫とふれあえる体験教室など、動物への正しい接し方や命の大切さを学び、思いやりの心を育める場を提供します。また、飼い主のいない動物が増えないようにするため、飼い主に対し、不妊去勢手術の実施や所有者明示等の周知啓発を行うほか、地域猫活動の推進及び支援を行います。

### ～命をつなぐ～

#### 犬や猫の譲渡推進の拠点としての取り組み

保護収容や引き取りをした動物の健康管理や負傷動物の治療を適切に行い、動物福祉に配慮して飼養します。これらの動物は、終生責任を持って飼養管理できる飼い主への譲渡を推進し、殺処分を可能な限り減らします。

### ～命を守る～

#### 災害時等における危機管理の拠点としての取り組み

災害時における動物対策の拠点として、平時からペットの防災対策の啓発を行うとともに、災害用物資を備蓄します。大規模災害が発生した際には、被災動物を保護収容します。また、動物由来感染症対策にも取り組みます。

### ～命を支え合う～

#### 多様な主体との連携・協働の拠点としての取り組み

動物の愛護及び管理の啓発、譲渡の推進、災害時における対応及び地域猫活動の推進等の様々な施策を効率的、効果的に推進するため、多様な主体と連携・協働します。

## 第2章 施設の整備計画

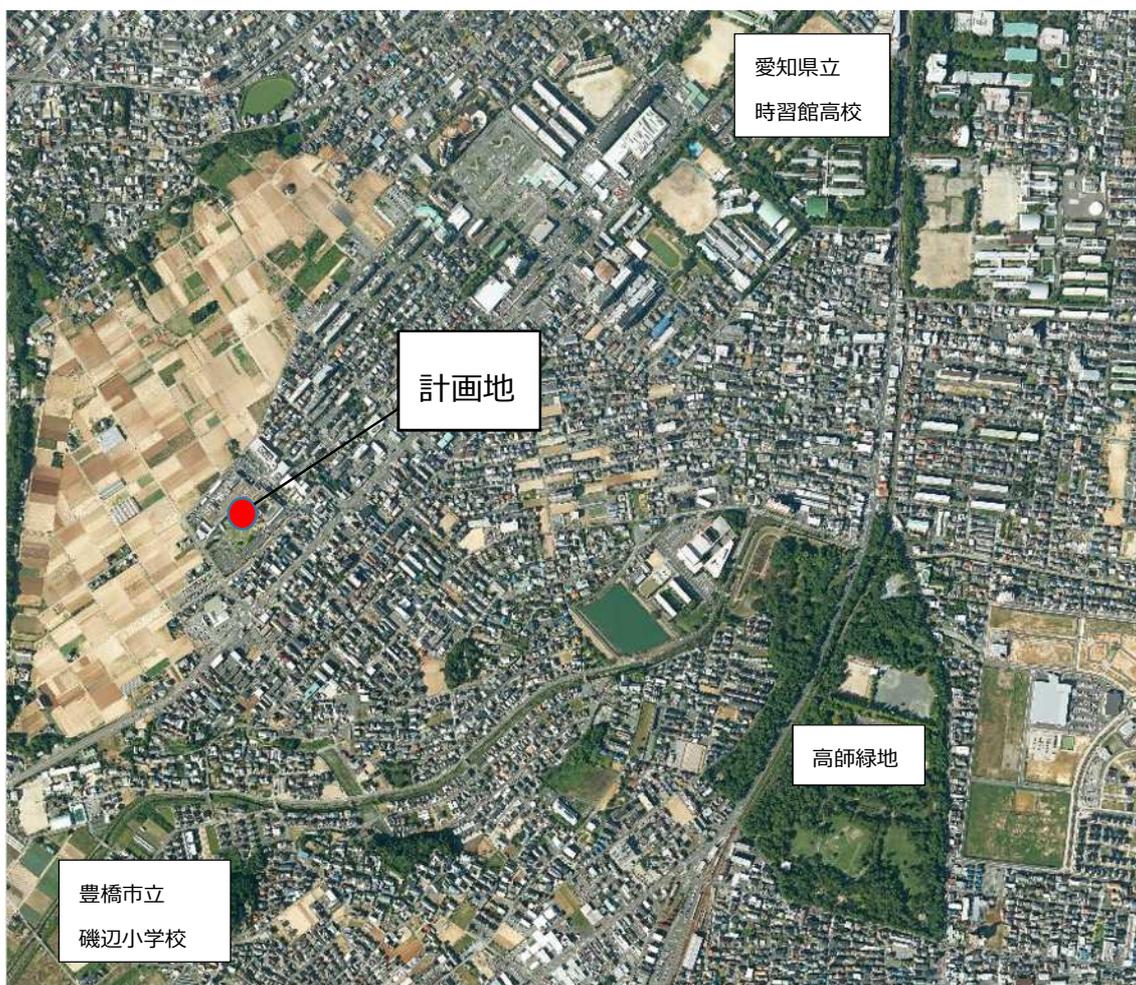
### 1 計画地の概要

#### (1) 計画地の位置

計画地は、市内各所からアクセスのよい場所、災害対策の実施に適した場所、関係部署と連携しやすい場所の条件を満たす豊橋市保健所・保健センターの敷地内とします。

豊橋市中野町字中原 100 番地

#### (2) 計画地周辺の現況



出典：国土地理院ホームページ 地理院地図 (<https://www.gsi.go.jp/tizu-kutyu.html>)

### (3) 計画地の現況



出典：ちずみる豊橋 (<https://www2.wagmap.jp/Toyohashi-sp/>)

### (4) 土地に関する法令上の制限と建築可能範囲（豊橋市が使用している範囲）

| 項目   | 内容  |
|------|---|
| 所在地  | 豊橋市中野町字中原 100 番地 (ほか 5 筆<br>(豊橋市保健所・保健センター敷地内)) |
| 敷地面積 | 27,133.18 m <sup>2</sup>                        |
| 区域区分 | 市街化区域   |
| 防火地域 | 建築基準法 22 条指定区域                                  |
| 用途地域 | 第二種住居地域   |
| 建ぺい率 | 60%   |
| 容積率  | 200%  |
| その他  | 厚生施設特別用途地区                                      |

## 2 施設の概要

### (1) 施設整備に係るコンセプト

#### 市民が親しみやすく、訪れやすい施設

- ・多くの市民等が気軽に訪れやすく、動物を身近に感じられる施設とします。
- ・ユニバーサルデザインを導入し、誰もが安全に利用でき親しみを持てる施設とします。

#### 動物について理解を深められる施設

- ・あらゆる世代の市民等が、動物愛護について学べる空間を創出します。
- ・多様な主体と連携・協働に適した取り組みがしやすい施設とします。

#### 災害に強い施設

- ・建物は耐震性を備え、災害用備蓄品を保管できる場所を設けます。
- ・被災動物の収容に対応できる施設とします。
- ・太陽光パネル、蓄電池等を備え、災害時に電力供給が途絶えた場合であっても、収容動物の飼養管理に支障をきたさない電力を確保できる施設とします。

#### 動物福祉に配慮した施設

- ・動物収容室等は、動物にストレスがかからないよう適切な空間を設け、衛生的に管理できる構造とします。なお、収容可能頭数は、犬 20 頭、猫 100 頭を予定しています。

#### 周辺的生活環境に配慮した施設

- ・動物の逸走防止対策を適切に行うとともに、鳴き声や臭い等に配慮し、防音・防臭効果の高い建物構造とします。

#### 地球環境に配慮した施設

- ・地域材を活用するとともに、令和 3 年 1 1 月に宣言した「ゼロカーボンシティとよはし」を踏まえ、地球環境に配慮した施設とします。



### (3) 諸室

動物愛護センター（仮称）の基本コンセプトを踏まえ、必要となる諸室と用途は以下のとおりです。

**諸室想定面積 約 1,000 m<sup>2</sup>**

#### A 動物愛護啓発・交流部門

**想定面積 約 200 m<sup>2</sup>**

ボランティア活動、各種催し物、犬猫の譲渡推進、市民協働・交流促進を実施する諸室

| ◆動物愛護啓発エリア |   |
|------------|---|
| 諸室名        | 用途                                      |
| 多目的ホール     | 動物愛護・ふれあい教室、適正飼養講習会等を実施します。             |
| 倉庫         | 机、椅子、展示ボード等の資材を保管します。                   |
| ◆ふれあい譲渡エリア |   |
| 諸室名        | 用途                                      |
| 犬譲渡室       | 譲渡候補犬の飼養管理と行動観察、新しい飼い主とのマッチングを行います。     |
| 猫譲渡室       | 譲渡候補猫の飼養管理と行動観察、新しい飼い主とのマッチングを行います。     |
| 猫モデルルーム    | 一般的な家庭の居室を設置し、猫の行動観察をしながら適正飼養について指導します。 |
| トレーニング室    | 譲渡犬のしつけを行います。                           |

#### B 動物保護管理部門

**想定面積 約 500 m<sup>2</sup>**

犬、猫の飼養、健康管理、感染症対策等を実施する諸室

| ◆動物飼養エリア |  |
|----------|--|
| 諸室名      | 用途   |
| 犬検疫室     | 収容する動物の健康状態や特徴、感染症への感染の有無等の確認、マイクロチップの読み取りを行います。               |
| 猫検疫室     |  |
| 犬観察室     | 検疫後の犬の飼養管理を行います。   |
| 猫観察室     | 検疫後の猫の飼養管理を行います。日齢やワクチン接種状況により収容する部屋を区別し、収容動物間での感染症のまん延を防止します。 |
| 授乳子猫保護室  | 授乳や加温が必要な子猫の飼養管理を行います。動物間の感染症まん延を防止するため、部屋を区別して管理します。          |
| 地域猫保護室   | 地域猫の不妊去勢手術、術後管理を行います。他の収容動物と交叉することなく、搬入から術後管理までできるよう整備します。     |
| 隔離室      | 感染症の可能性のある動物を他の動物と分けて収容し、管理します。                                |
| グルーミング室  | 収容動物のケアやトリミングを行い、適正飼養の啓発を行います。                                 |
| 洗濯・リネン室  | 動物用のタオル、マット等を洗たく、保管します。  |
| 飼料保管室    | 動物用の飼料、ペットシート等を保管します。  |

| ◆検査診療エリア |   |
|----------|---|
| 諸室名      | 用途  |
| 処置室・手術室  | 負傷した動物や収容動物の診察、治療等を実施する部屋や検査室を設け、収容動物の健康管理やケアを行います。 |
| 検査室      |   |
| レントゲン室   |   |
| 狂犬病検査室   | 感染の可能性のある動物を他の動物と分けて収容し、必要な措置を行います。                 |
| ◆動物搬入エリア |   |
| 諸室名      | 用途  |
| 車寄せ      | 収容動物の搬出入を行います。シャッターで遮断し逸走を防止します。                    |
| 倉庫       | ケージ、その他の資材を保管します。                                   |
| 災害対策倉庫   | 災害用備蓄品、災害時救援物資を保管します。                               |

### C 事務管理部門

**想定面積 約 200 m<sup>2</sup>**

行政事務、施設管理、動物に関する相談等を実施する諸室

| ◆事務管理エリア  |                           |
|-----------|---------------------------|
| 諸室名       | 用途                        |
| 事務室・受付窓口  | 職員執務室、来場者受付カウンター          |
| 相談室       | 動物に関する相談、指導（個人情報保護）を行います。 |
| 書庫        | 書籍、保管文書、啓発資材等を保管します。      |
| 更衣室・シャワー室 | 職員用（男女）                   |

### D その他の付帯設備

**想定面積 約 100 m<sup>2</sup>**

| 諸室名    | 用途                          |
|--------|-----------------------------|
| 電気・機械室 | 脱臭設備、空調設備、ボイラー設備、非常用発電等の設備室 |
| トイレ    | 来場者兼職員用のトイレ                 |
| その他    | エントランス、廊下、階段、エレベーター等の共用部分   |

#### (4) その他の施設

収容動物の逸走防止として、施設外周部全体への防護柵設置は予定していませんが、搬入部など区域を限定し安全対策用の柵を設けます。

また、駐車場は、保健所・保健センターと一体利用を検討していますが、区域を分ける必要が生じた際は、必要な台数分の駐車場を確保いたします。

## (5) 周辺環境への配慮

防音、防臭、集塵、逸走、衛生等の対策に効果のある建物構造、設備機器、建材等の採用により、周辺環境への配慮を徹底した計画とします。

### 景 観

外観は周辺と調和した色彩とし、景観に配慮した計画とします。

### 建物構造

鳴き声を外部に伝えない防音・遮音効果の高い建物構造とします。

### 設備機器

建物の臭気対策、毛などの飛散防止及び埃などの飛散防止及び埃などの効果的な除去を行うため、脱臭・集塵機能を搭載した設備を採用します。

### 内 装

吸音効果に優れた材料を採用し、鳴き声等による外部への影響を軽減します。  
床材は「汚れにくい」「毛が舞いにくい」など衛生を保持しやすい材料を採用します。

### 建具（開口部）

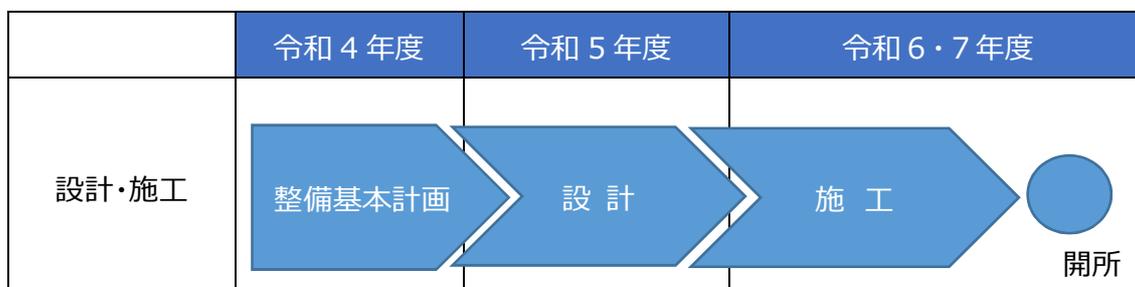
防音・遮音・防犯性に優れた建具を採用します。

### 第3章 施設の管理運営

動物愛護センターの業務は、狂犬病予防法や動物の愛護及び管理に関する法律に基づき市の職員が行わなければならない業務が多くあります。また、市民の健康危機管理や緊急対応に深く関わる業務もあることから、施設全体の管理運営は直営で責任をもって行い、清掃や設備点検等の施設の維持管理に係る業務等について個別に委託を検討します。そのうえで、動物の愛護及び管理を推進していく拠点として、期待される機能を効率的かつ効果的に発揮できるよう、獣医師会、自治会、動物関連企業、動物愛護団体、ボランティア等との協力体制の構築を図ります。

### 第4章 今後の整備スケジュール

整備基本計画を策定後、設計及び工事を進め、早期開所を目指します。



イメージスケッチ図



イメージ図の視点場と方向

本図は保健所の建物に合わせたイメージであり、実際の建築物とは異なります。

